

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

| | | 資料番号 | | 35 | | 担当課 | | 薬務衛生課 | |
|--|-----|------|------|--------------|---------|-----|--|-------|--|
| 法令名 | 温泉法 | 根拠条項 | 14-1 | 不利益処 分の種類 | 土地掘削の制限 | | | | |
| ○温泉法 (昭和二十三年法律第二百五号) | | | | | | | | | |
| (他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令) | | | | | | | | | |
| 第十四条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 | | | | | | | | | |
| 2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。 | | | | | | | | | |
| (聴聞の特例) | | | | | | | | | |
| 第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 | | | | | | | | | |
| 2 第九条 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 | | | | | | | | | |